

中部運輸局自動車交通部

令和2年3月25日 14時00分発表

〈お問合せ先〉

中部運輸局自動車交通部自動車監査官

岡田、前田 TEL 052-952-8038

中部運輸局愛知運輸支局輸送・監査担当

本田、岡本 TEL 052-351-5313

貸切バス事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、下記の貸切バス事業者に対し監査を実施し、道路運送法違反による車両使用停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：株式会社 大地観光バス（代表取締役 孟 艶）

住所：愛知県常滑市末広町2-83-1 ラティエラ常滑A棟102号

営業所：常滑営業所（上記住所と同一番）

2. 行政処分等の概要

処分日：令和2年3月25日

処分内容：① 車両の使用停止（12両×14日間、4両×13日間）

② 文書警告

3. 監査端緒

過去の監査結果等を踏まえ、法令遵守状況を確認する必要があったため。

4. 主な法令違反内容及び違反条項

(1) 運賃・料金の収受が不適切であった。

(道路運送法第9条の2第1項)

(2) 疾病、疲労等のおそれのある乗務をさせていた。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)

(3) 主として運行する営業区域の状態及びこれに対処することができる運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について、運転者に対する指導監督が不適切であった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

(4) 運行記録計の記録をしていなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項)

(5) 運転者の勤務時間及び乗務時間について、国土交通省告示で定める基準を遵守していなかった。

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項)

5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況 (中部運輸局管内)

- ・ 当該行政処分により付された違反点数 22点
- ・ 当該事業者の累積違反点数 32点